

北九保地介第3377号  
令和6年3月15日

各施設・事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局介護保険課  
介護サービス担当課長

## 令和6年度介護報酬改定に係る届出（加算届）について

平素より、本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度介護報酬改定に伴う、介護給付費算定にかかる体制等に関する届出（以下「加算届」という。）の様式については令和6年3月下旬に国から示される予定のため、現時点では、様式等をお知らせ出来ておりません。

つきましては、下記のとおり、今後の加算届に関するスケジュールをお知らせします。

新様式につきましては、本市ホームページに掲載しますので、ご確認のうえ期日までに手続きをお願いします。

### 記

#### 1 加算届新様式ホームページ掲載予定日 令和6年4月1日（月）

※国からの通知が遅延した場合、4月2日以降の掲載となる場合がございます。

#### 2 令和6年4月の加算届の特例的な取扱い

令和6年4月15日（月）までに加算届を提出いただいた場合、特例的な取扱いとして令和6年4月1日に遡って算定します。

内 容	提出期限
令和6年4月から算定する加算届（特例的な取扱い）	令和6年4月15日（月）必着

#### 3 令和6年6月1日施行とするサービスについて

令和6年度介護報酬改定の施行時期が、令和6年6月1日とされる下記4つのサービスについても、現行の算定要件で新たに令和6年4月1日から算定する加算届について、その他のサービス同様、上記の特例的な取扱いを適用します。

- ・訪問看護
- ・居宅療養管理指導
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション

なお、令和6年6月1日から算定する加算届につきましては、すでに内容等が通知されていることを踏まえ、通常どおり、前月の15日（令和6年5月15日（水）必着）までに、加算届をご提出していただく予定としております（※現時点での予定です。変更等がある場合は、北九州市ホームページにてご案内いたします）。

#### 4 問い合わせについて

令和6年度介護報酬改定に関するご質問、問い合わせ等につきましては、次のとおりとします。

- ・質問、問い合わせについては、原則「北九州市電子申請システム」を利用してください。

※申請の際にアカウントでのログインやメール認証が必要です。

【回答用URL】

<https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure-alias/r6kq>

【QRコード】



- ・1つの質問は、1サービスごとに1項目ずつ作成してください。
- ・質問、問い合わせへの回答は、ログインに使用したメールアドレス宛に電子メールにて送付します。
- ・電話での質問、問い合わせは不可とします。
- ・質問、問い合わせについては、ホームページに「Q & A」を掲載していく予定ですので、そちらもご確認ください。

#### 5 留意事項

- ・令和6年4月から算定する加算については、新様式（項目3の4サービスについては従来の様式）にてご提出ください。
- ・既に、令和6年4月変更分の加算届を提出している場合は、各担当者からの指示に従ってください。
- ・介護報酬改定により要件の見直しが行われているものもあるため、新要件に則した届出（加算取下げの届出も同様）を行ってください。
- ・令和6年度の介護報酬改定に伴い新設又は改正される加算のみならず、従来どおりの加算についても、特例的な取扱いを適用します。
- ・処遇改善加算（特定処遇、ベースアップ分を含む）の届出については、別途、通知をしますので、その通知に従って、届出、質問等を行ってください。

【担当課】

北九州市保健福祉局介護保険課

TEL 093-582-2771

# 電子申請の利用方法

## 1. 申請フォームへアクセスする

パソコンやスマートフォンで、HPからのリンクやQRコードからアクセスします。

## 2. 利用方法を選択する

②「ログインして申請に進む」または

①「メールを認証して申請に進む」  
を選択します。

(注意)

「メールを認証して申請に進む」が表示  
されない手続きもあります。

その場合は、②「ログインして申請に進む」を  
選択ください。

### 北九州市~~申請~~申請用申込書（ダミー申請）

北九州市の「北九州市~~申請~~申請用申込書（ダミー申請）」のネット申請ページです。

北九州市~~申請~~申請用申込書（ダミー申請）とは  
「[北九州市~~申請~~申請用申込書（ダミー申請）](#)」に登録する際に申請していただくものです。

制度詳細については[こちら](#)

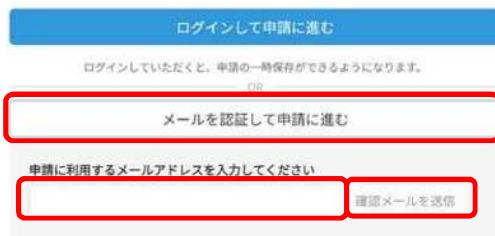


### (1) ①メールを認証して申請に進む 場合

「メールを認証して申請に進む」を選び  
メールアドレスを入力し、確認メールを  
送信します。

北九州市~~申請~~申請用申込書（ダミー申請）とは  
「[北九州市~~申請~~申請用申込書（ダミー申請）](#)」に登録する際に申請していただくものです。

制度詳細については[こちら](#)



入力したアドレスに、右のようなメールが返  
ってきますので、記載されたURLにアクセス  
します。

ご参考用に、以下のリンクにアクセスし、メールアドレスの認証を完了させてください。  
[https://tzku.grattee.jp/api/v1/auth/verify\\_email\\_token?token=5ebd9532](https://tzku.grattee.jp/api/v1/auth/verify_email_token?token=5ebd9532)  
※本メールは自動発送です。このメールにご迷惑いただいてもお詫びすることができませんのでご了承ください。

株式会社グラフラー

Copyright © Grattee, Inc.

「申請に進む」から、申請ページへ進みます。



## (2) ②ログインして申請に進む 場合

Google や LINE のアカウントでログインすることができます。

また、サービス提供元の「Graffer アカウント」を登録し、ログインすることもできます。

Graffer アカウントを登録する方法は、下記を参照ください。



### Graffer アカウントを登録する方法

「Graffer アカウントを新しく作成しますか？」を押します。

右の欄「姓、名、登録用メールアドレス、パスワード」を入力し、「Graffer アカウントを登録する」を押します。



先ほど入力した登録用メールアドレスに右のようなメールが返ってきますので、記載された URL にアクセスします。

Graffer のサービス利用アカウントの登録が完了しました。  
以下の URL をクリックすることでアカウントの本登録が完了します。  
<https://accounts.graffer.jp/activation/d8818732-4c50-4350-82a3-7067f54b3f76>  
引き続きサービスをご利用ください。  
専用メールに記載された内容の方は、support@graffer.jp までご連絡いただけますと幸いです。  
専用メール由自動送信です。このメールにご返信いただいてもお答えする事ができませんので了承ください。

株式会社 Graffer  
<http://graffer.jp/>  
Copyright © Graffer, Inc.

「アカウント登録」の画面が表示され本登録が完了します。

「こちらからログインしサービスをご利用ください」を押します。



登録したメールアドレスとパスワードを  
入力し「Graffer アカウントでログイン」  
を押します。

※アカウント登録後は、右のメールアドレ  
スとパスワードを入力するだけで、申請  
へ進むことができます。



「申請に進む」から、申請ページに進みます。

